

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 6 月 18 日開催 全国地方銀行協会／

2025 年 6 月 19 日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」等の閣議決定について

- 2025 年 6 月 13 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定された。
- 各閣議決定文書においては、地域金融の地域経済に貢献する力（地域金融力）の強化について記載されており、今後、金融庁は、2025 年内に「地域金融力強化プラン」を策定し、以下の地域金融の関連施策を強力に推進する。
  - ・ 地域金融機関による融資にとどまらない幅広い金融仲介機能の発揮（地方創生の取組）の後押し
  - ・ 地域金融機関が地域に求められる役割を十分に発揮できるための環境整備（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）
- 「地域金融力強化プラン」の中では、中小地域金融機関の実態等を踏まえた監督・モニタリング対応の在り方も検討する予定であり、この論点も含めて各金融機関の意見をお聞きしたい。御協力をお願いします。

（参考）地方創生 2.0 基本構想（2025 年 6 月 13 日閣議決定）（抄）

#### i. 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生 2.0 に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。（後略）

## 2. 仕組貸出に関するモニタリング強化等について

- 金融庁では、2024 年 1 月及び 2025 年 2 月の意見交換会で地域銀行等における仕組貸出の増加傾向について問題提起してきた。その後も各金融機関へのモニタリングを継続してきたが、今回改めて金融庁における課題認識と今後の対応方針を共有する。
- 仕組貸出は、
  - ・ 本質的な金融仲介とは異なるにも関わらず貸出として開示される
  - ・ 有価証券投資であれば求められる時価情報の開示が不十分である
  - ・ デリバティブを含む金融商品のためリスク管理が難しいなどの課題がある。
- 仕組貸出には多様な商品類型があり、各商品によっても金融機関の取組動機は様々であるが、例えば、主に金利リスクを取ることになる日本国債リパッケージローンについては、事業性貸出減少の補完や財務諸表上の時価評価の回避を理由に取り組んでいる金融機関も一部で存在している。
- また、仕組貸出は、デリバティブを内在する金融商品であり、類似の商品性を持つ有価証券と同水準のリスク管理態勢を整備し、コスト・リターン分析や評価損益、金利リスクなど有価証券と一体的に管理する必要があるものの、一部金融機関では、こうした態勢整備が不十分な事例がみられる。

(参考) 検査・モニタリングを通じて把握したリスク管理態勢上の課題事例

- ・ 仕組貸出は、有価証券と比較して、流動性低下や追加の組成コストが発生する可能性があるにも関わらず、当初から取組動機が貸出減の補完であったため、入口審査の段階で、有価証券で保有した場合と比較したコスト・リターン分析を行っていない
  - ・ 金利リスクや流動性リスク、スワップカウンターパーティリスク、オプションの非線形リスク等の計測が不十分である
  - ・ 損失限度額設定を行っていないほか、評価損（逆ザヤ）銘柄の処理要否の具体的な検討を行っていない
- 繰り返しになるが、各金融機関においては、自身の経営戦略と取組方針が合致しているか、取組に当たってのリスク管理態勢が整備されているかを改めてよく御確認いただきたい。また、仕組貸出の取組が自身の財務に一定の

影響を持つ場合には、残高や時価情報の開示等を含め、ディスクロージャー誌等で適切な説明を行っていただきたい。

(参考) 一部の地域銀行では、2025 年 3 月期の決算説明資料等において、仕組貸出（市場性ローン等の名称）の残高や今後の取組方針、リスク管理態勢等を開示している事例あり

○ 金融庁としては、各金融機関のこうした取組を促すため、今後は

- ・ 検査を含む個別金融機関へのモニタリングに加え、
- ・ 各金融機関から自身の取組状況や残高・時価情報等の開示状況を徴求し、
- ・ 2025 年内目途でモニタリング上の論点等をまとめたレポートを公表するなどの更なるモニタリング強化と対外発信を行っていききたい。なお、各金融機関による任意の開示の進捗状況を踏まえ、必要があれば更に開示の在り方を検討していく。

3. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2025 年 3 月 7 日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM 開発等の際には、障がいを持つ当事者の視点を取り入れていただきたい」「代筆・代読の内規の徹底とともに、断られた場合の相談窓口を設けていただきたい」「手話や筆談の対応が可能な場合は、窓口に案内表示をしていただきたい」といった意見・要望が出された。
- 2025 年 4 月 25 日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているので、参考にいただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、例年実施しているが、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出したので、御協力をお願いしたい。アンケート結果については、調査完了次第、還元する予定である。

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリ）」の足元の実績については、2025 年 5 月末に

において大企業人材の登録者数が累計 4,629 人、求人件数は累計 3,668 件と堅調に伸びており、マッチング件数は 197 件となっている。各地域金融機関がレビキャリを活用した人材マッチングに尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

- 2024 年度に引き続き、レビキャリによる経営人材マッチング事例集を発刊した。この事例集の発刊に伴い、寄稿いただいた地域金融機関からの事例発表を 6 月 20 日 13 時よりオンラインで開催する予定である。
- また、5 月 16 日及び 29 日には、石破内閣総理大臣が経済団体との意見交換及び経団連定時総会の場合において、大企業人材の求職者登録を更に増やしていくため、各団体から加盟企業に対してレビキャリへの登録を促していただくよう要請し、レビキャリの活用を呼びかけていただいた。
- さらに、6 月 13 日に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」などの各種政府方針においても、レビキャリが明記されているところ、引き続き制度改善等を検討していきたい。
- 地方の中堅・中小企業に対しては、引き続き金融庁と経済産業省が連携して周知を鋭意進めている。各金融機関においては、企業からレビキャリの照会があった際は、是非、積極的に相談に乗っていただくなど、御対応いただきたい。

## 5. 「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」の成立について

- 法務省が第 217 回国会に提出していた「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律※」「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、5 月 30 日に成立した。

(※) 動産、債権等を目的として実務上使われてきた「譲渡担保」「所有権留保」について、明文の規定を整備し、資金調達の多様化を促進するもの。

## 6. 2024 事務年度のモニタリング結果について

- 2024 事務年度のモニタリング結果を踏まえ、何点か申し上げる。

## (1) ストレス時対応力の強化について

- 2024 事務年度は、複数の地域銀行を対象として、ストレス時においても質の高い金融仲介機能を継続的に発揮するための対応について、経営・リスク管理態勢やその検証ツールであるストレステストの実施状況のモニタリングを実施した。
- ストレス時対応力を強化するためには、経営陣が主導して平時からストレス時においてこそ質の高い金融仲介機能を発揮できる対応方針を明確に定め、経営に反映させる取組が重要である。
- そのためには、
  1. 自行にとって影響の大きい重要なリスクを特定・認識すること
  2. リスクの顕在化が経営に与える影響を分析すること
  3. ストレス時の対応計画（アクションプラン）を踏まえた経営戦略・業務計画を策定すること
  4. 経営戦略・業務計画を遂行する過程において、適時に金融・経済環境の変化を捉えて、ストレス時の対応策を見直すこと等の一連のプロセスが真に実効的なものとなる態勢を整備することが必要である。
- 当該モニタリング結果については「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」として公表予定である(2025 年 6 月末日途)。経営陣においては、本レポートも参考に、自身の規模や特性を踏まえながら、ストレス時対応力の強化に向け、取組を進めていただきたい。

## (2) 粉飾予兆管理態勢について

- 近時の粉飾事例を踏まえ、与信管理の状況等について、モニタリングを実施した。その結果、基本動作を怠っていたと言わざるを得ない事案も認められる。
- 当該モニタリング結果については「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート(2025)」として公表予定である(2025 年 6 月末日途)。経営陣においては、本レポートも参考に、日頃から

健全な猜疑心と職業的懷疑心を持って、融資先の実態把握に努める健全なカルチャーを組織内に構築するとともに、各地域銀行の規模や特性を踏まえながら、適切な融資審査や期中管理の徹底等を通じた粉飾等の予兆管理態勢の高度化に向けた取組を進めていただきたい。

### (3) 国内 LB0 ローンに係るリスク管理態勢について

- 2024 事務年度は、国内 LB0 ローンを積極的に拡大している地域銀行に対して、モニタリングを実施した。その結果、規程・マニュアルの整備や入口審査・期中管理等のリスク管理、専門人材の育成・確保及びガバナンスについて課題が認められている。
- 当該モニタリング結果については「国内 LB0 ローンに係るモニタリングレポート(2025)」として公表予定である(2025 年 6 月末日途)。経営陣においては、本レポートも参考に、LB0 ローンに係るリスク管理態勢を充実・強化した上で、取引先の M&A や事業承継等のニーズに積極的に取り組んでいただきたい。

### (4) リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

- 2024 事務年度は、2023 事務年度に課題を指摘した外貨建一時払保険、仕組預金に関する改善状況のフォローアップに加えて、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等についてモニタリングを実施した。
- 当該モニタリング結果については「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表予定である(2025 年 6 月末日途)。
- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売に関する PDCA サイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。
- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

#### (5) 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果

- 2024 事務年度は、健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに大手金融機関と対話を実施した。
- 当該対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表予定である（2025 年 6 月末日途）。
- 昨今、金融業界で複数の不祥事が発生・発覚する中、経営陣においては、組織体制やルールの強化のみならず、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

#### (6) IT ガバナンス

- サイバー攻撃やシステム障害により金融機関の重要なサービスに混乱が生じれば、金融システムの安定性が脅かされ、金融機関に対する信頼が損なわれる。そのため、経営陣においては、金融機関の規模にかかわらず、ビジネス、システム、サイバーセキュリティを三位一体で捉え、これらを支える IT ガバナンスの確保を最優先課題の一つとして行動していただきたい。危機対応で前面に立つ経営陣においては、システムリスクやサイバーリスクは、事業継続や金融機関の持続可能性を揺るがしかねない重大なリスクであることを再認識していただきたい。
- 金融庁においても、金融業界における IT ガバナンス、IT 戦略及びサイバーセキュリティの強化について、検査・モニタリングを通じて強化を促していく。また、IT ベンダーやクラウド事業者も交え、金融業界全体のレジリエンス向上を目指していく。他社との資源の集約を含め、IT の合理化・高度化等の業界全体の持続可能性に資する取組について金融業界と共に考えていきたい。

#### (7) バーゼルⅢの実施

- 2025 年 3 月末までに、国内基準行も含め、すべての預金取扱金融機関にバーゼルⅢの最終化枠組みが適用された。経営陣においては、各銀行が採用したリスク計測手法に基づき適切な自己資本比率の算出に取り組むことなど

を通じて財務の健全性を確保し、地域において質の高い金融仲介機能を持続的に発揮していただきたい。あわせて、保有株式のリスクウェイト等に係る経過措置も見据えながら、中長期的な観点から資本政策を検討・実施していただきたい。

- 多数の銀行では、信用リスクの内部モデル手法やオペレーショナルリスクの計測手法など当局の事前承認を要するリスク計測手法を採用済、又は現在承認申請中である。こうしたリスク計測手法の採用は、銀行のリスク管理の高度化を図る上で有効である。経営陣においては、当局の承認後もリスク管理の高度化を図るため、予算や人員の確保を含め、必要な態勢の維持・向上に取り組んでいただきたい。
- 金融庁はバーゼルⅢ実施後の影響や、内部モデル手法等を採用した金融機関における運用状況を継続的にモニタリングしていく。

#### (8) 結び

- 金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化している。海外では地政学リスクが高まっているほか、国際金融・経済体制が変化する可能性もある。国内では人口減少によって産業構造の変化が求められる中で、AI・暗号資産等の新たな技術の登場に伴い、金融機関に求められるサービスが変化しつつある。この間、国内では大手流通業者や通信業者、運輸業者等が金融サービスを提供する動きが加速しているなど、地域銀行を取り巻く競争環境も大きく変化している。他方で、サイバーリスクや金融犯罪等の新たなリスクが高まっており、その対応の重要性が増している。
- こうした中であっても、地域銀行は、地域経済や国民経済の健全な発展に貢献するという、極めて公共性が高く、尊い使命を担っている。特に、人口減少が続く中でも我が国経済が発展するには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのために地域銀行が果たす役割は極めて大きい。その役割を果たすためにも、全ての地域銀行は、流動性リスクへの対応をはじめ、モデルリスク管理、サイバーリスク対策、金融犯罪対策などの態勢整備を行う必要がある。
- 人口減少社会、銀行業の複雑化・高度化、競合激化という環境の中、各銀行のそれぞれの課題について、経営陣がしっかり向き合い、リーダーシップを発揮し、事業戦略の構築や課題への対応に取り組んでいただきたい。金融

庁は、経営環境の認識や今後のビジネスの方向性について引き続き対話を行うとともに、検査・モニタリングを通じて、地域銀行における地域経済の成長に向けた取組を促していく。

## 7. 金融機関の内部監査高度化に関する懇談会の開催

- 金融庁は、金融機関の内部監査の高度化を促すため、2019 年以降、内部監査に関する各種レポートを公表してきた<sup>※</sup>。その後、国際的な動き（グローバル内部監査基準の公表・適用開始）もあり、金融機関の内部監査の在り方について、グローバル内部監査基準との整合性も視野に入れつつ、広く金融業界や有識者の御意見を踏まえて再整理することが適当と判断し、2025 年 1 月より「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催した。

（※）2019 年 6 月：「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」

2023 年 10 月：「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレポート（中間報告）」

2024 年 9 月：「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」

- 本懇談会では、内部監査の水準感や経営陣に求められる姿勢等について、計 5 回にわたって金融業界団体等と意見交換を行った。これらの意見を踏まえ、報告書を「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」として公表する予定である（2025 年 6 月末目途）。今回公表する報告書では、金融業界の今後の取組の指針となるよう、目指す方向性をより分かりやすく示すことを追求しており、金融機関にとどまらず、広く我が国一般事業会社、さらに海外金融監督当局にも参考となることを期待している。経営陣においては、本報告書も参考に、内部監査の一層の高度化に取り組んでいただきたい。
- 金融庁は今後も、金融機関の内部監査を取り巻く環境変化等を踏まえ、検査・モニタリングにおいて内部監査高度化への取組を促すとともに、モニタリング結果等の有用な情報をレポート等として公表していきたい。

## 8. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 昨今の証券口座への不正アクセスについては、その手口として、主に、メールや SMS などによって顧客を誘導し、実在する組織のウェブサイトやフィッシングサイトなどから顧客情報（ログイン ID やパスワード等）を窃取するものや、そのほか、攻撃者が顧客端末をマルウェアに感染させ、リ

アルタイムで当該端末を監視するとともに操作し、顧客情報を窃取するものなどが想定される。

- 今般の事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- ID とパスワードだけの認証が脆弱であることのみならず、メールや SMS メッセージによるワンタイムパスワードだけでは昨今のフィッシングに対しては効果が不十分であるため、パスキーなどを用いた強度のある多要素認証を必須化していく必要がある。不正の手口がますます巧妙化している状況を踏まえるとともに、対策を講じてもそれを上回る手法が出現することを前提に、攻撃手法と対策の技術動向を注視していく必要がある。
- 経営陣においては、セキュリティが担保されない場合は、サービスの提供を停止することも視野に、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。直近でも、外部から不正アクセスを受け、大量の顧客情報が漏えいしたおそれのある事案も発生している。セキュリティの不備により顧客情報を適切に管理できなければ、金融業界への信頼が損なわれる。顧客本位の経営の実現には、顧客資産、顧客情報を守ることが不可欠であり、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

## 9. 貸出明細データ等を用いたデータ分析事例の公表について

- 2025 年 5 月から 6 月にかけて「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」を公表している。今般公表した分析事例では、共同データプラットフォームの貸出明細を用いた分析やテキストデータを活用した解析等、様々なトピックを扱っている。
- 「地域銀行の信用リスク管理態勢の実態把握に向けた分析」では、保全状況に関する分析を実施した。保全状況は貸出先企業の規模・特性、資金用途等によって異なるため、その適切性を論じるものではないが、特に複数銀行が貸出を行っている債務者（共通貸出先）や圏外向け（越境貸出）の保全率が低くなる傾向等を確認した。

- また、「AI 技術を用いたテキストデータの解析検証」では、大規模言語モデル（LLM）等の AI 技術を活用し、銀行のディスクロージャー誌の記載内容の業態比較や時系列変化の把握を実施した。テキストデータを活用した分析事例としては初めての公表である。
- このほかにも、「足元の預金動向の実態把握と金利上昇との関係にかかる分析」、「新規設立法人向け融資に関する分析」や「信用保証制度の利用状況に関する実態把握」といった分析を実施し公表した。
- 共同データプラットフォームの本格的な運用が 2025 年 3 月期から開始した。金融庁は、高粒度データ分析のモニタリングへの活用を進めていく。また、今般初めて公表したテキスト解析を含む様々な分析を深化させるには金融機関との対話が何より重要である。今後とも率直な意見交換をお願いしたい。

#### 10. 金融庁 AI 官民フォーラム開催について

- 金融庁は、2025 年 3 月に「AI ディスカッションペーパー（第 1.0 版）」を公表し、金融機関等による健全な AI の利活用を後押しする方針を明らかにした。リスクベース・アプローチの下でリスクを適切にコントロールしつつ、経営陣の適切な理解と主体的な関与の下で顧客利便性や業務効率化の向上に繋がる取組が進展していくことを期待している。そのような取組を着実に進めていただくため、金融庁は AI に関する取組事例の共有や、規制の適用関係の明確化等を通じて、金融機関が AI を活用したチャレンジに安心して取り組むことができる環境整備に努めていく。
- その一環として「金融庁 AI 官民フォーラム」を立ち上げ、2025 年 6 月 18 日に第 1 回会合を開催する。本フォーラムでは、金融機関や AI モデル開発者、ベンダー、アカデミア、関係省庁等の官民の様々な関係者をお招きして、取組事例の共有や実務上の課題の深掘り等、多面的な議論を行う予定である。全国地方銀行協会の参加も予定されていると聞いており、今後のプロセスへの積極的な関与をお願いしたい。

ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250603.html>

#### 11. NISA 口座の利用状況調査について

- 2025 年 5 月 8 日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 3 月末時点）を公表

した。NISA 口座数は約 2647 万口座、総買付額は約 59.3 兆円となった。なお、政府目標値は、2027 年末時点の NISA 口座数が 3400 万口座、総買付額が 56 兆円であり、総買付額の政府目標を約 3 年前倒しで達成したことになる。

- このように NISA は、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際に、それが、国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後、有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて、利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISA における、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日頃の取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が、今後、ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

## 12. 5 月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議

- 2025 年 5 月 20 日から 22 日にかけて、カナダ・バンフにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介したい。
  - ・ まず、金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠であることが再確認された。
  - ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、実体経済への資金供給において一層重要な役割を果たしていることに鑑み、ノンバンクのデータの入手可能性、利用及び質を評価し、潜在的なリスクを監視・評価するための知見とアプローチを共有する必要性について合意された。
  - ・ AI に関しては、AI の導入が一層進む中で、金融セクターにとっての AI の便益と、金融安定に対する潜在的なリスクをモニターし、評価する必要性が示された。
  - ・ サイバーリスクに関しては、重大なサイバーインシデント発生時の対応能力及び手順の更なる強化に引き続き取り組む旨が示された。
  - ・ 最後に、共同声明とともに採択された「金融犯罪に対する行動要請」に

おける金融関連の主な内容は以下のとおり。

- ・ 経済発展と金融包摂の促進に向け、リスクに応じたマネー・ローンダリング（マネロン）等対策の効果的な実施を支援することへのコミットメントが確認された。
- ・ 北朝鮮等による暗号資産窃取が前例のない水準に達しているという深刻な懸念が表明され、サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、暗号資産に関する新たなリスクについて調査・情報交換を推進し、必要な措置を講ずることが合意された。
- ・ 暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速や、ステーブルコイン、P2P 取引及び DeFi の悪用等から生じる新たなリスクに関する FATF の作業が引き続き支持された。
- ・ クロスボーダー送金の透明性向上に関する FATF 基準を強化する進行中の作業や、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップが支持された。

○ 今後は、6月15日から17日にカナダ・カナダスキスにてG7首脳会議が開催される予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

### 13. CDSC による Common Carbon Credit Data Model の検討について

- CDSC (Climate Data Steering Committee) は、ネットゼロの達成のために不可欠なプライベートセクターの質の高い気候関連データを幅広く入手できる基盤の構築を支援するために、2022年7月に設立されたものである。
- G20 サステナブルファイナンス作業部会では、3つのプライオリティを設定して議論を行っている。2025年の議長国である南アフリカ共和国が設定したプライオリティのうち、「カーボンクレジット市場での資金調達ポテンシャルの引き上げ」に関し、御説明したい。
- 南アフリカ共和国は、カーボンクレジットに関するデータの統一基準がなく、市場間でのカーボンクレジットの比較等がしにくい課題に焦点を当て、基準作成の上で参照可能な最低限の主要なデータ属性を整理する「Common Carbon Credit Data Model」をボランティアなガイダンスと共に作成するこ

ととしている。

- 具体的な作業は、冒頭で御紹介した CDSC が進めており、臨時で設置されたワーキング・グループにおいて、データモデルとテクニカルノートを作成し、公表する予定となっている。
- 金融庁は CDSC のメンバーであり、設置されたワーキング・グループにも参加し、経済産業省や環境省等と連携しつつ議論を行っている。
- データモデルは、カーボнкуレジット市場におけるデータの標準化と透明性向上のサポートのため、政策立案者や市場参加者が自主的に採用可能なベースラインを提示するものである。
- 2025 年 7 月から 8 月にかけてパブリック・コンサルテーションが実施される予定であり、各金融機関も御覧いただき、必要に応じてコメントを出していただきたい。

(以 上)